

本学は、このほどベビーシッター派遣事業割引券使用事業主に承認されました。ご希望の方は、本制度をご利用くださいますようご案内申し上げます。

制度の概要は、次のとおりです。

ベビーシッター派遣事業とは？

公益法人全国保育サービス協会が事業主等と連携して、事業主等に雇用される労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その労働者が支払う利用料金の一部または全額を助成する事業。

サービスを利用できるのは？

- ・ 私学共済加入の教職員（私学共済に納付している子ども子育て拠出金が財源のため）
- ・ 両親ともに就労時であること
- ・ 原則として両親共働き（ただし、専業主婦の配偶者等の入院により一時的に片親の状態在宅保育サービスを利用しないと就労できない場合は利用可）
- ・ 乳幼児から小学校3年生までの児童が対象
- ・ 健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童も対象

対象となるサービスは？

- ・ 家庭内における保育、世話
- ・ ベビーシッターによる保育所等への送迎

割引券とは？

- ・ 在宅保育サービスを受ける際に利用する電子割引券（1枚 2,200 円の割引）
- ・ 1日につき1枚使用可能
- ・ 1家庭に対する交付可能枚数は、1か月に24枚まで、年度内に280枚まで

サービスの利用手続は？

- ① 保育サービスを受ける前に人事課に申し込む。（サービスを提供するベビーシッター事業者は割引券等取扱い事業者等であること）
- ② 人事課から電子割引券が送信される。
- ③ ベビーシッター事業者へサービス利用の申し込みをする。
- ④ サービスを受けた後、ベビーシッターのスマートフォンに割引券を入力する。

* 詳細は、公益法人全国保育サービス協会のホームページをご覧ください。

<http://www.acsa.jp/index.htm>

* ご不明な点は、人事課にお問合せください。

以 上